

在シドニー日本国総領事館メールマガジン第 250 号（2025 年 9 月号）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」登録者に自動的に配信されております。

【目次】

- 1 領事情報（領事出張サービスの実施、在留状況確認調査への協力ご依頼、電子化した証明書（e-証明書）の発給開始、戸籍のフリガナの記載、在外選挙人名簿登録、旅券発給体制の変更、マイナ免許証、オンライン申請とオンライン決済、マイナンバーカード申請・交付、DV 被害者支援、在留届と「たびレジ」）
- 2 治安・安全情報（防犯対策〇×クイズ：インターネット利用犯罪編）
- 3 日本文化関連行事
- 4 日本語補習授業校の教員募集
- 5 総領事通信・総領事館公式 SNS
- 6 休館日のお知らせ（9 月及び 10 月）

1 領事情報

（1）領事出張サービス実施のお知らせ

以下のとおり領事出張サービスを実施しますのでご利用ください。

詳細については、リンク先からご確認ください。

○NSW 州コフスハーバー

日時：2025 年 9 月 25 日（木）10:00-12:30、13:30-16:00

会場：C. ex COFFS LONG TAN ROOM 2-6 Vernon Street, Coffs Harbour, NSW 2450

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/consular-service-coffs2025.pdf>

○北部準州ダーウィン

日時：2025 年 10 月 16 日（木）9:30-12:30、14:00-16:00

会場：ダーウィンシティホテル 2nd Floor DCH Meeting Room Darwin City Hotel 59 Smith Street, Darwin, NT 0800

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/darwin-consular-service2025.pdf>

（2）在留状況確認調査への協力をお願い

外務省では毎年、海外にお住まいの在留邦人数を調査しています。

同調査の一環として、提出された在留届の渡航目的が「長期滞在」で、ご本人又は同居家族のいずれかの方の滞在期間が超過している、又は未登録の方を対象に、9月1日以降、外務省から「在留状況確認メール」が送信されますので、メールを受信された方は、メールに記載の方法にて、滞在期間の延長、又は帰国・転出の手続きをお願いします。

詳細は以下のリンクからご確認ください。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/hojin-chosa.pdf>

（３）電子化した証明書（e-証明書）の発給開始

当館で発給している証明書はこれまでオンライン申請又は窓口申請のいずれの場合においても紙媒体の証明書を窓口で交付していました。

しかし、本年5月27日以降に在留証明をオンラインで申請する場合は、これまでどおり紙媒体の証明書を窓口で受け取るか、電子化した証明書（e-証明書）をオンラインで受け取るか、いずれかを選択することが可能になりました。

これにより、e-証明書を選択した場合は、申請者は在外公館の窓口に一度も行くことなく証明書を受け取ることが可能となりましたので、ご利用ください。

詳細は以下のリンクからご確認ください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/e-Shomei_online.pdf

（４）戸籍のフリガナの記載

戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が本年5月26日に施行されました。

これまで氏名のフリガナは戸籍上公証されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に、新たに氏名のフリガナが追加されることになりました。

詳細は以下のリンクからご確認ください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_koseki_furigana.html

（５）在外選挙人名簿への登録

日本国外に居住されている満18歳以上の日本人は、国外からの投票を通じて国政選挙に参加することができます。国外で投票するには在外選挙人名簿への登録が必要ですので、登録を済ませていない方は最寄りの大使館又は総領事館等にて登録をお願いします。申請後、在外選挙人証を交付するまでに2か月程度を要します。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

（６）旅券発給体制の変更等に関するお知らせ

本年３月２４日から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「２０２５年旅券」の発給が開始されました。

在外公館で旅券申請を行うと、日本国内で旅券が作成され、冊子が申請先の在外公館に配送されるため、申請から交付まで２週間～１か月程度かかり、これまでと比べ旅券の発給に時間を要します。

そのため、旅券の紛失や盗難、有効期限の不足などにご注意いただき、必要に応じて早めの旅券申請を行ってください（旅券の残存有効期間が１年未満であれば申請手続きが可能となります。）。

詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/2025-new-passport.pdf>

（７）マイナ免許証

本年３月２４日から、運転免許に関する情報をマイナンバーカードに記録した「免許情報記録個人番号カード」（通称、マイナ免許証）の運用が開始されました。しかし、マイナ免許証はカード券面に運転免許証の情報が表示されず、日本国外では記録された情報を読み取ることができず、当地では無免許であるとされる可能性があります。ついては、当地で運転等される場合には、従来の日本の運転免許証を取得し、当地に持参するようにしてください。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/kaigai/licence/index.html>

（８）旅券、各種証明及び査証（観光一次のみ）のオンライン申請とオンライン決済

旅券、各種証明及び査証（観光一次のみ）の申請はオンライン申請が利用できます（査証以外は事前にオンライン在留届（ORR ネット）への登録が必要です。）。

オンライン申請をされた方に限り、手数料をクレジットカード及びデビットカードでお支払いいただくことが可能です（査証の場合はクレジットカード及びデビットカードでのお支払いのみ。）。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

（旅券）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_online_passport_info.html

（各種証明）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_online_shomei.html

（査証）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_en/evisa_online_application.html

(9) 在外公館における国外転出者用マイナンバーカードの申請・交付

昨年 5 月 27 日から在外公館における国外転出者用マイナンバーカードの申請・交付業務が開始されました。本件マイナンバーカードの申請対象者は、2015 年 10 月 5 日以降に国外転出届を提出した日本国籍者（未成年者も含む）となります。具体的な申請・交付方法等についての詳細は以下のリンク先からご確認ください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/my_number_card.html

(10) 「DV 被害者支援のための相談窓口」のお知らせ ―DV 被害でお悩みの方へ―

当館は、当地で DV 被害者等を支援する団体「Bonnie Support Service Ltd」と提携し、ドメスティック・バイオレンス（DV）で悩んでいる邦人のための相談窓口を開設しています。対象は NSW 州にお住まいの邦人女性（及び子供）で、相談者は日本語によるサービスを受けることができます。DV 被害でお悩みの方は、まずは下記相談窓口までご相談ください（NSW 州以外の地域にお住まいの方については、情報提供やお近くの相談機関のご紹介を行います。）。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20230828dv.pdf>

(11) 在留届と「たびレジ」に関するお願い

外国に 3 か月以上滞在する日本人は、最寄りの大使館又は総領事館等に在留届を提出することが日本の法律（旅券法）で義務付けられています。在留届は、災害時の安否確認のために使用しますので、届出内容に変更（住所や同居家族の変更等）が生じた場合には変更届を、帰国の際には帰国届をご提出いただくようお願いいたします。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_residence_report.html

また、3 か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう「たびレジ」にご登録をお願いいたします。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

2 治安・安全情報（防犯対策〇×クイズ：インターネット利用犯罪編）

今月はインターネットを利用した各種犯罪に関する問題です。スマートフォンの普及に伴い、インターネットを悪用した犯罪に巻き込まれる危険性があります。以下の〇×問題にチャレンジして、ご自身やご家族で防犯意識を高めてください。

（問 1）スマートフォンにもウイルス対策が必要であるという認識から、評価は低かったが、アプリストアで適当なウイルス対策ソフトを見つけたため、これをインストールした。

(問 2) オンラインゲームの参加者が ID とパスワードを公開していたので、見るだけなら問題ないと思い、これを使用してゲームにログインした。

(問 3) 友人から無料で音楽や映画をダウンロードできるサイトを紹介されたので、これにアクセスして音楽をダウンロードした。

(問 4) SNS で友人と写真を共有しようと思ったが、他人に見られたくないものであったため、SNS の設定を「友人のみ」に設定した上で共有した。

(問 5) ウェブサイトを閲覧中、「パソコンがウイルスに感染しました。サポートのために今すぐお電話を」とするポップアップ画面が表示されたが、これを無視した。

(問 6) 自分の子どもにパソコンやスマートフォンを与えていないので、子どもがネット犯罪に巻き込まれる危険はない。

(問 7) 自宅の無線 LAN を通じてインターネットバンキングを行うため、暗号化の設定を行った。

(問 8) ネットショッピングを頻繁に利用するので、番号などを間違えないようクレジットカード情報をウェブサイト保存した。

それでは解答です。

(問 1) ×：スマートフォンはいわば超小型パソコンであり、個人情報抜き取られるなどの被害に遭うのを防ぐため、適切なウイルス対策を講じる必要があります。しかしながら、ウイルス対策ソフト自体もなりすましなどの不正アプリである可能性があり、信用がかけられるものを慎重に見極める必要があります。アプリをインストールする前には、「ネットでアプリや開発元の評判を調べ」「レビューの数やその内容をチェック」するなどして、不正アプリのインストールを防ぐようにしましょう。

(問 2) ×：他人の ID とパスワードを使用してゲームサイトなどへアクセスすること自体犯罪行為となる可能性がありますので、十分に注意しましょう。逆に ID 等を公開したために乗っ取りに遭い、ゲームのアイテムを盗まれる被害に遭ったケースもあります。

(問 3) ×：こうしたサイトでは、音楽や映画が著作権者の許可なく公開されている可能性があるほか、ダウンロードすることで知らず知らずのうちにウイルスに感染したという被害事例もありますので、適切な著作権処理が行われているメディア配信サービスを利用するようにしましょう。

(問 4) ×：いくら SNS で共有先を「友人のみ」に限定したとしても、相手がその写真をどのように管理するかはわかりません。ネット上で一旦拡散したものは半永久的に回収不能となるため、ネットに上げる写真については厳選するようにしましょう。

(問 5) ○：画面に突然、偽のセキュリティ警告等の画面を表示させるなどして、ユーザーの不安を煽った上で、有償サービス契約の締結等をさせられたりする「サポート詐欺」の可能性もあります。このようなブラウザが表示されたとしても慌てることなくブラウザを閉じるとともに、ブラウザが閉じない場合はパソコンの再起動を行ってください。

(問6) × : インターネットに接続するものはスマートフォンやパソコンだけでなく、ゲーム機器なども該当し、このような機器もインターネットとつながっている以上、ウイルスに感染することがあるので十分注意してください。また、子どもはインターネットに関する知識が少なく、ネット犯罪に巻き込まれやすいので、早期にネット犯罪の怖さに関する教養を身につけていただくようお願いします。

(問7) ○ : Wi-Fi のような無線 LAN を使用する際、初期設定時はパスワードがかかっていないことが多く、このような状態で Wi-Fi を利用すると、通信範囲内にいる悪意ある第三者に通信を盗み見られたり、接続器機内の情報を盗み取られたりすることがありますので、必ず暗号化設定を行いましょう。

(問8) × : ID やパスワードをサイトに保存しておく、サイバー攻撃などで盗まれる可能性があります。また、ID やパスワードは使い回しをせず、サービスごとに変更するようにし、パスワードは定期的に変更してください。

いかがでしたでしょうか。「インターネット犯罪」といえば多くの方が「詐欺」を連想されますが、実際には様々な種類の違法行為が含まれ、その分、被害を防止するためには、多くの知識が必要とされます。参考にしていただければ幸いです。

3 日本文化関連行事

(1) 日本文化関連行事

○JCS 日本祭り (2025 年 9 月 14 日 (日) 午前 11 時-午後 6 時)

会場 : Chatswood Mall

シドニー日本クラブ (JCS) は、今年もチャッツウッドにて日本文化最大の JCS 日本祭りを開催します。舌鼓を打つこと間違いなしの日本食屋台グルメ、見て体験できる日本伝統文化ワークショップ、子どもも大人も楽しめる金魚、ヨーヨー釣り。迫力満点！伝統と革新が融合した数々のステージパフォーマンス。締めくくりはみんなで踊り、春の夜を彩る盆踊り大会。ご家族やお友達と楽しい日本文化に触れ、思い出に残る一日をご一緒に楽しみましょう！

問い合わせ、質問先 : jcs@japanclubofsydney.org

○「Crafting Life: Stories from the Japanese Studio」展 (2025 年 4 月 11 日 (金) -9 月 27 日 (土))

会場 : 国際交流基金シドニー日本文化センター

日本 3 地域の工芸作品 (唐津陶芸家・土屋由紀子氏、漆芸アート集団・彦十蒔絵、伝統手芸ブランド/プロジェクト・大槌刺し子) を展示しています。詳細は以下のリンクをご参照ください。

<https://sydney.jpff.go.jp/events/crafting-life/#1739920453975-f349ece5-b22a>

○第 29 回オーストラリア日本映画祭（2025 年 10 月 27 日（月）-12 月 19 日（金））
国際交流基金の主催でオーストラリア日本映画祭が開催されます。詳細は以下のリンクをご参照ください。

<https://japanesefilmfestival.net/>

○JFF Theater（無料配信・要アカウント登録）

国際交流基金の映像作品配信ウェブサイト「JFF Theater」では、多言語字幕付きの日本映画を無料配信しています。詳細は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.jff.jpff.go.jp/>

○JAPAN EXPO × 名古屋・シドニー姉妹都市 45 周年記念行事（10 月 25 日（土）10 時-16 時、シドニー市庁舎）

オーストラリアに向けて日本が誇る伝統文化、物産、観光等を発信・普及をする総合展示会「JAPAN EXPO」がシドニー市庁舎で開催されます。50 以上の出展ブース（日本からも多数参加）、ステージパフォーマンス、カルチャーワークショップ、インスタレーション、国際着物コンテスト等、多彩な催しが終日行われます。

また、今年はシドニーと名古屋市の姉妹都市 45 周年を記念して、名古屋市が大規模出展し、物産・文化・観光の展示を行うことに加え、広沢名古屋市長も参加予定です（主催：J Culture Sydney、後援：在シドニー日本国総領事館）。詳細は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.japanexpo.com.au/in-person>

（2）NSW 州立美術館の無料日本語ガイドツアー

○常設展（入場無料）の日本語ガイドツアー（予約不要、それぞれ建物に入った所に集合）

北新館（Naala Badu）毎週日曜日午後 1 時開始

南本館（Naala Nura）毎週金曜日午前 11 時開始

<https://www.artgallery.nsw.gov.au/visit/plan-your-visit/information-in-other-languages/japanese/>

○「リ・ウファン（Lee Ufan）Quiet Resonance」展（入場無料）

9 月 7 日まで、南本館のアジア・ランタンギャラリーで開催中。毎週金曜日午前 11 時から
の日本語ガイドツアーで、この展覧会もご案内しております。

○特別展 アボリジナル美術「ヨルングの力 - イルカラ・アート」（有料）

10 月 6 日まで北新館地下 2 階で開催。日本語ツアーは 9 月 21 日まで毎週日曜日午前 11 時

開始（予約不要、事前に入場券をご購入いただき、展覧会会場入り口に集合）。

4 日本語補習授業校の教員募集

当館管轄地域にある以下の学校では教員を募集しています。ご関心のある方は、以下の学校のリンクやメール照会先を参照の上、各学校に直接ご連絡・ご応募ください。

○JCS 日本語学校シティ校

<https://cityschool.japanclubofsydney.org/recruitment/>

○JCS 日本語学校ダundas校

<https://dundas.japanclubofsydney.org/recruitment/>

○ニューサウスウェールズ日本語補習校

<https://www.nsw.japaneseschool.org/career>

○クカバラ日本語学校

<https://kookaburra-jps-sydney.amebaownd.com/pages/6452909/profile>

○フォレスト日本語学校

<https://www.forest.japaneseschool.org.au/contactus>

○セントラルコースト日本語コミュニティ学校

<https://www.facebook.com/groups/314111857105458>

5 総領事通信・総領事館公式 SNS

総領事館公式 SNS

総領事館の行事や日本関連の行事、日本の文化情報等を発信しています。ご関心がありましたらフォローいただければ幸いです。

（山中総領事公式 Twitter）

<https://twitter.com/cg.japansydney>

（総領事館公式 Facebook）

<https://www.facebook.com/CGJSYD>

（総領事館公式 Instagram）

<https://www.instagram.com/CGJapanSyd/>

6 休館日のお知らせ（9月及び10月の休館日）

土日及び以下の日は休館いたします。

○9月23日（火）秋分の日

○10月6日（月）レイバー・デー

○10月13日（月）スポーツの日

在シドニー日本国総領事館

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話：(61-2) 9250-1000

Fax：(61-2) 9252-6600

Web：http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

Email：japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールに関してお気づきの点がございましたら、以下の当館代表メールアドレスにお気軽にご連絡ください。

japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※本メールマガジンのバックナンバーは以下のページに掲載しています。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_mailimag.html